

第七回 参議院大蔵委員会會議録第二十号

昭和二十五年三月九日(木曜日)午後二時十二分開会

本日の會議に付した事件

○開拓者資金融通特別會計において貸付金の財源に充てるための一般會計から繰入る繰入金に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○証券取引法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○国民金融公庫法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○理事(黒田英雄君) これより大蔵委員会を開会いたします。

本日は「開拓者資金融通特別會計において貸付金の財源に充てるための一般會計から繰入る繰入金に関する法律案」を議題といたします。御質疑の御ありの方は御質疑をお願いいたします。

○米倉龍也君 この繰入る金が非常に端数まで書いてあるのですが、これを繰入れまして二十五年度に、この特別會計の貸付計画というものがあつたらお聞きしたいと思ひます。

○理事(黒田英雄君) まだ担当の政府委員が見えておりませんので暫くお待ち下さい。ちよつと速記を止めて下さい。

(速記中止)

○理事(黒田英雄君) それでは速記を始めさせていただきます。

只今御質疑中の法案につきましては、暫く御中止願ひまして、この前に証券取引法の一部を改正する法律案を議題といたしまして御審議をお願いいたします。法案につきましては、すでに御質疑は終了したように私は存じており

ますが、質疑終了として直ちに討論に入りますことに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○理事(黒田英雄君) 御異議ないと認めます。それでは討論に移ります。御意見の御ありの方は賛否を明らかにしてお述べをお願いします。

○板野勝次君 私は日本共産党を代表しまして、この改正案に対して反対するものであります。反対の理由は、細かい点もありますが、ここでは時間の関係もありまして、触れないことにいたしますが、証券業協会について事業者団体の適用を免除するという一点だけでも、この改正に對しては絶対に反対であります。この証券業協会を事業者団体の適用外にするということは、独占資本の復活、財閥復興に決定的な役割を勤めるものであります。このことは單なる我々の杞憂ではなくして、現に旧財界人の証券業に転じたものが非常に多いという事実の上に立つて考えますと、いよゝ重大なる意味を持つこととなるのであります。

政府はこれに對して、第九百九十五條の二で「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和二十二年法律第五十四号)の適用を排除し、又は同法に基く公正取引委員会の権限を制限するものと解釈してはならない。」というふうな極めて曖昧な形で、何ら私的独占に對して緩和を意味しないというふうには言われておるのであります。が、解釈はどうでありましょうと、具体的な事実というものは財閥の復活、

独占の形成に役立つことは誰が見ても明らかに認められるところであります。以上の理由を以てまして反対するものであります。

○油井賢太郎君 民主党はこの改正案に對して賛成を表するものであります。併しながらこの改正案によつて、大分投資者の保護はできるような工合にも見られますけれども、結局は運営の方法如何ということに懸つて来ると思ひますが、この委員会の運営次第によつては一向この法案の心髓を發揮することができないというふうにも考えられるのであります。こういう点につきまして委員会は極力投資者保護という目的のために、法案の目標達成のため努力せられんことを、特に留意せられるよう注意を促して賛成するものであります。

○理事(黒田英雄君) 他に御発言はないようでありますから、討論は結局したものとしまして直ちに採決に入つて御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○理事(黒田英雄君) 御異議ないと認めます。証券取引法の一部を改正する法律案を原案通り可決することに賛成の諸君の御挙手を願ひます。

(「挙手多数」)

○理事(黒田英雄君) 多数と認められます。よつて本法案は多数を以て可決せられました。

尚委員長の本會議における報告につきましては、先例によつて委員長にお任せ下さることに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○理事(黒田英雄君) 御異議ないと認めます。尚委員長が議院に報告いたします。報告書に、多数意見者の御署名をお願いすることになつておりますから、どうぞ本法案を可とせられた方は順次御署名願ひます。

多数意見者署名
天田 勝正 森下 政一
玉屋 喜章 西川 基五郎
木内 四郎 油井 賢太郎
小宮 山常吉 川上 嘉
米倉 龍也

○理事(黒田英雄君) 御署名洩れはございませんか。御署名洩れないものと認めます。

○理事(黒田英雄君) 次に国民金融公庫法の一部を改正する法律案を議題として御審議をお願いいたします。

○板野勝次君 ちよつと質問してもいいですか。

○理事(黒田英雄君) 説明員がおりますから御質問があれば御質問をお願いいたします。

○板野勝次君 この改正案の中で十八億を三十億に改めるということになつておるんですが、今のいろゝな現状から見て、実際にこの国民金融公庫を利用する人はどの程度まで實際資金が必要なのかどうか。

○理事(黒田英雄君) 只今国民金融公庫の理事最上孝敬君が見えておりますが、説明員として答弁することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○理事(黒田英雄君) 御異議ないと認めます。では最上君。

○説明員(最上孝敬君) 只今の御質問は、資金がどのくらい實際上必要かということだと思ひますが、実は昨日の本委員会でも私共の方の總裁からも御説明申上げたと思ひますが、それをお聴取でございましょうか、若し……。

○板野勝次君 聞いていないから聞いておるわけですか。

○説明員(最上孝敬君) それじや私から又申上げますが、極く内輪に見ますという二十億程が必要なんではないかと、若しこれを少し余裕を見ますという、四十億というものが必要だろうと思ひます。いろゝな根拠がございしますが、昨日御説明のとき引用いたしました極く最近の事実に基づきまして、ちよつと申上げたものと存じます。この一月中におきます実は申込高というものが最近はずいぶんいたしました。これは而も直接の本所、支所だけの申込受付額が七億に達するのであります。その外本所、支所の手の届かないところ、今代理所でやつておりますところは、実は資金が十分廻りませんために申込も十分受付ができない状態にありますが、それを入れますと、恐らく一月十億ぐらいの申込があるんじゃないかと思ひます。

年間百二十億程になるのであります。併しその中どのくらいが本當に確なもの、つまり十分信用の見込があつて、お貸付することによつて国の經濟に貢献することができるものかという

ことになりまして、非常にむずかしいでございますが、私共は極く最近の様子を見まして先ず四分の一程度、そうしますと大体二十億ということになるのです。若し少しこれを緩やかに見ますという四十億、辛く見れば二十億、昨日申上げたような数字になるのでございます。大体そういうふうな状態でございまして。

○松野勝次君 貸付の場合にいろいろ条件が非常に厄介で、これはなかなか窓口へ行つても貸して貰えないというふうな実情にあるわけじゃないんですか。

○説明員(最上孝敬君) 貸付の方の手続としましては申込書、極く簡単なものでございまして、それをお出し願ひまして、それによりまして、今度順を追つて店の方においでを願つて、そうして御事情を伺つて、それで見込があるものについてはこちらから出向きまして、実地の調査をいたしましてその上で最後の決定をいたすわけなんです。ございます。それ程お手数はかけないのじやないかと思ひますが、ただ現在お申込が非常に多くなって前からの申込が溜まつておる状態でありまして、そのために時日が相当かかる、こういうことは最近どうも甚だ私共遺憾に思つております実情でございます。この十二月中の調べによりまして全体のお申込の約五〇%が十五日以内に最後の決定をいたしております。あと五〇%が丁度一ヶ月くらいの間に決定いたしております。極く少数の例外はございまして、特別な事情によつて延びておるものも極く稀にあるという状態でございまして。

○板野勝次君 今その点で相当に貸出をされておるに言われておるんですが、引揚者、戦災者には本当に利用されてないという実情にあると思ふ。それから今一つは前からの申込があつて云々ということは今言われまして、そうして見ると今までに貸して欲しいというものも相当これは除外されて来てる。そうすると今の経済界の状態から見れば相当の公庫を利用しなければならぬというふうな、数字をお尋ねして行くと、今の説明の金額よりもずっと沢山の申込があるというふうにも予想されると思うのですが、予めいろいろ条件がつけられて、いろいろなことが調べられて相当なものではないと貸して貰えない。或いは行つても何か顔が利かない者であつたならば除外されてしまふ。こういうふうなことになる一部諦めてしまつておるというふうな状態もあるのじやないですか。そういう実情を御存じですか。

○説明員(最上孝敬君) 現状はまだよくお話申し上げなかつたと思ひますが、今年度中の資金には一年を通じて約十億程出ることになつております。先程申しましたように、実際の程度は年間どうしても三十億前後、多く見まして四十億でございます。これは十億では到底足りないことは申上げるまでもないのでございまして。ですから現状においてはそういう不満の状態にございまして、今年度増資頂きますという、来年度は十二億に對しまして回収金六億は十分見込まれますので十八億になります。これ点現状より余程改善されると思ふのでございまして。

○板野勝次君 それは引揚者、戦災者等について、これはいずれもこういう公庫を利用する対象者だと思ふので、そういうふうなものが十分に満足されてない状態ではないと思ひますが、例えばそういう戦災者、引揚者等が申込んで、そうしてそれに対してどの程度貸出されて来たかというふうな資料が若し今ありならば示して頂きたい。

○説明員(最上孝敬君) 今引揚者、戦災者の方の借入のことを御質問でございましたが、これは一般の生産資金の貸付においてもいたしておりますが、特にそういうふうな方面に對しましては、厚生省から委託されております。厚生資金という制度が設けてございまして、これは御存じだと思ひますが、この方は本年度中貸付が大体五億でございます。ところが来年度はこの方の厚生省から新しく廻わして頂きます資金が五億でございます。そのほか回収金が約五億程ありまして、この方は約十億であります。この方も本年度に比べまして余程資金事情が緩和されて参ると思ふのでございまして。現在におきましては、そういうふうな足りない資金でございまして、申込に對しまして貸付しておりますのは、今私は正確な資料を持つておりませんが、記憶しているところでは大体申込の六割方は出していると思ひます。

○天田勝正君 今まで御答弁になつた点は、主として公庫の自己資金であるところの生産資金の分についての回答であつたと思ひます。最後に厚生資金のことを申しましたが、その厚生資金が本来厚生省から委託されるものでありますから、その総括は当然各県の民生部に連絡を發せられてそこで扱ふ、こういう本来仕組であつた。私共引揚の特別委員会におきまして、厚生省

という結果、そうした手順を経ることが早く引揚者等に潤ひが行かない、こういうような観点に立つて一切を挙げたあなた方に直接貸出しで頂くというふうにしたわけですが、ところが事実とは却つて新しい制度の方が工合が悪いという実例を、この間私は群馬県に行つて見て来た。それはすでに昭和二十四年度におきましても第五次の割当を行なつておつて、これは説明すると長くなりますから省略いたしますが、群馬県だけでも二百九十二万円の厚生資金の割当が行つていて、ところが群馬県においては百五十万円しかそれを受取らない。元來厚生資金運営委員会というものを各県に作つて貰ひまして、すでに引揚者が申込んだならばその集計によつて本所の方に申達して貰ふ、その申達の結果に基いて割当が行われる。こういうことでありますから当然金の割当が行つたときは、向うは申込があるのに基いての割当であるから、すでにその金を配付すればいいだけの準備ができておらなければならぬ筈であります。ところが実際に地方を廻つて見ますと、その金が行つてから初めて今度調査をするというところであるから、自分の方で申請して置きながら、その総額に對して割当があつても要求はしない。こういう運営のために非常に借り方の人の立場から見れば容易に金が手に入らぬ。こういうふうな実例を公庫の群馬支所において、私が現に見て来ています。そこで庶民金融でありますから窓口のことが問題でありまして、これがそういう不円滑に行つておる面に對してあなたの方ほどのような改善をされようと思ひます。

○説明員(最上孝敬君) 只今の群馬のお話は私まだ存じませんで、果してそういうことがあれば大に困つたことで早急に直したいと思ひますが、今度直接資金を私共の方に頂戴しまして、そうして地方に流すというふうにしましたのは、以前府県の会計に一旦入りますというとなかなか出るのに時間がかかりまして、第四次、この前の厚生資金のごときのためにもう資金はなくなつてしまつて、申込はどんなふうにあるのにお待ち願ひなければならぬという状態があるのであります。今度改めたのであります。今回は一応私共の方に頂きまして、そうしてこれを適当に運用いたしております。その運用の経費はやはり計上いたしておりますので、そうして各支所まで資金の必要量を大体私の方に言つて来まして、その分に対しては直ちにお送りするというふうにしておりまして、只今お話のございましたような不都合は起らないように実はしておるつもりでございます。何らかの間違ひでそういうふうな實際になつておりますれば早速改めたいと思ひます。よく事情を調べてみたいと思ひます。

○天田勝正君 これはむしろ質問にならないかも知れませんが、今私が例に挙げた群馬の問題は、近く委員会にも正式報告が提出されることになつております。この点は勿論公庫の支所ばかりが悪いということではない、その県の民生部が極めて不熱心であるというのを表明してあるので、県とその県の公庫の支所が熱心であるところは非常にうまく行つております。通常の第五次割当、そういうことがある外に早

たいと思ひます。

○説明員(最上孝敬君) 只今の群馬のお話は私まだ存じませんで、果してそういうことがあれば大に困つたことで早急に直したいと思ひますが、今度直接資金を私共の方に頂戴しまして、そうして地方に流すというふうにしましたのは、以前府県の会計に一旦入りますというとなかなか出るのに時間がかかりまして、第四次、この前の厚生資金のごときのためにもう資金はなくなつてしまつて、申込はどんなふうにあるのにお待ち願ひなければならぬという状態があるのであります。今度改めたのであります。今回は一応私共の方に頂きまして、そうしてこれを適当に運用いたしております。その運用の経費はやはり計上いたしておりますので、そうして各支所まで資金の必要量を大体私の方に言つて来まして、その分に対しては直ちにお送りするというふうにしておりまして、只今お話のございましたような不都合は起らないように実はしておるつもりでございます。何らかの間違ひでそういうふうな實際になつておりますれば早速改めたいと思ひます。よく事情を調べてみたいと思ひます。

○天田勝正君 これはむしろ質問にならないかも知れませんが、今私が例に挙げた群馬の問題は、近く委員会にも正式報告が提出されることになつております。この点は勿論公庫の支所ばかりが悪いということではない、その県の民生部が極めて不熱心であるというのを表明してあるので、県とその県の公庫の支所が熱心であるところは非常にうまく行つております。通常の第五次割当、そういうことがある外に早

たいと思ひます。

く運営が円滑に行つて全部を引揚者に流すということが行われておれば、その中間においての割当を受けておるところです。実はあるものであつて……、そこで私はこれは要望して置くのであります。何か公庫にすべてが委せられるという恰好になつたために金融業者の意識の方が非常に強くなつて、勿論これらの資金が選つて来なくてもいいというのを申しているのではありませんけれども、すべてがただ取立てるといふことに重点を置きますと、これは一般市中銀行と変りのない金融機関になる。それらと変つた仕組の庶民金庫を拵えようというのが本来国民金融公庫の精神でなければなりませんから、これは單に群馬県というに限らずして、全国にそういうことがあるという事実はこれは私共が議員派遣で認めて来ておる問題でありますから、さういふことのないように是非一つ御注意願ひたいと思つております。

尙生業資金の問題であります。この自己資金は本来御承知の通り我々の方では当初からすでに四十億円の予算を持つて出発しよう、こういう議論が盛んでありますけれども、結局予算との関係で十三億になつて、更に補正で五億増え、更に十二億、こういうことではあります。これらの生業資金については現在最もよく行つてゐる県においては、どういふ実際の運営においてやつておられるか、悪い県においては、一番貸出の少ない県というのは、この県でどのくらい貸出しておるか、こういう具体的なことがお分りになりますれば、この際お示し願ひたいと存じます。

○説明員(最上孝敬君) 本来の生業資

金の方は各方面とも、本所並びに支所を通じてやつておりますので、貸付の進行状態、取扱ひ方など大体統一されております。只今御質問のような特によい進んでおるところ、進まないところというものは先ずないと申上げたいと思つてあります。もう一つの厚生資金の方、これは各府県の協力を得まして、大口の貸付につきましては、府県の運営委員会を以て御意見を述べて頂いて、最後の決定をいたします。私共の方で決定をいたしますこともあります。それから又これは代理所を沢山使つております關係上、各府県いろいろ進行状態が早いところ、遅いところさまざまあります。私の記憶してありますところでは、大体におきましてこの九州方面が非常に進みが早いのでございます。廻つて来た資金が足りない、と言ふ声を盛んに聞くのです。實際上を見ましても第四次の割当のごときは、九州方面は早くから一杯になつて申込がそれ以上にも残つております。これに反しまして東北方面が非常に進みが遅いのでございます。この原因は私共が十分に御覧になっておるが、想像いたしますところ、府県の熱意が一つでございまして、一番多く引揚者の団体、その指導、これが非常に大きな力を持つんじゃないかと思ひます。府県の熱意ということも引揚者の団体の方の積極、そういうことによりまして余程違つて来るんじゃないかと思ひます。又細かいことを申上げますればいろいろな事情があるかも知れませんが、今私共の想像してありますのは、その程度のことでございます。

○板野勝次君 もう一つお尋ねして置

きたいのは、十八億の資本金、これは今どういふ状態にあるのでしょうか、もつと少ない……、十八億がうんと少なくなつてゐるわけではありませんか。貸付けられる余裕金と申しますか……。

○説明員(最上孝敬君) 十八億のうち實際貸付の方面に現在出ておりますのは八億程度じゃないかと思ひます。それからその外の部分で厚生資金の方は私共最初に五億程出しまして、そのうち二億程還つておりますが、後三億程は庶民金庫時代に資金を出しまして、これが政府からの出資に昨年六月一日振り替りまして、そのときの出資十八億のうち三億だけがこれに廻つております。その外庶民金庫時代、日銀より拝借いたしましたその返済に出資金が廻つておりました。現在尙資金として今の八億以外に残つておりますのが約二億程度と推測されます。

○板野勝次君 そうしますと、運用される資金は八億なんですか。二億も合計して十億なんですか。

○説明員(最上孝敬君) 十億でございます。

○玉屋喜章君 この貸付は一口平均どのくらいですか。

○説明員(最上孝敬君) 現在のところ段々上つて行く傾向にございますが、只今のところ、約八、九万円だと存じます。最初は極く少うございまして、四万円そこへございまして……。

○玉屋喜章君 一口平均が……。

○説明員(最上孝敬君) そうでござい

○玉屋喜章君 貸付の方はどういふうな方法ですか。

○説明員(最上孝敬君) 方法と申しますと、あれでございまして……。

○玉屋喜章君 金を貸付ける方法……。

○説明員(最上孝敬君) 手形貸付とか、証書貸付とかいうことでございまして。普通証書で貸してあります。

○玉屋喜章君 担保なしで……。

○説明員(最上孝敬君) 担保は原則としてございせん。極く特殊なものにだけ頂戴するという事になつております。

○玉屋喜章君 期限はどのくらいのこと、さうして金利は……。

○説明員(最上孝敬君) 期限は三年までということになつております。それから金利は一割二分でございます。厚生資金の方は少し變りまして期限が五年以内、それから金利は現在九分でございます。

○油井賢太郎君 この厚生資金は、地方的にどういふ割当をしてあるか、それからもう一つは地方にはこの金庫の出張所とか、或いは支所がないために、大変不便を感じてゐるというところも沢山あるのですが、将来は各府県に一つずつ設置の予定になつておりますか。その二つをお伺ひいたします。

○説明員(最上孝敬君) 厚生資金の地方への割振りは援護庁でしておられますが、私共も意見は申述べております。最後の決定は援護庁でなさいます。どういふものが基準になりますかと申しますと、大体その地方における引揚者数が基準になつております。尙特殊な生活困難者にも出すということになつておりますので、例えば特別な災害でもございまして、特に困りの方が殖えたような場合には、それに応じて資金の割振りを加減してあります。

それからもう一つは支所の問題でございまして、これは如何にも現在地方に手が伸びないということが非常に私共としても遺憾に堪えない点でございまして、来年度は十ヶ所増設の予定でございまして、支所を殖します。それから又代理所も現在は資金上非常に制限されておりますために、代理所方面に振向けます資金が、全体の資金の約五分の一と予定しております。現在はその程度でございまして、来年度はその点も地方に、代理所に廻すものを約三割殖すつもりであります。さういふ点から地方に、本年に比べますと資金が余程流れるようになって行くと思つております。

○油井賢太郎君 今のあれですな、支所が十ヶ所殖えるというお話ですが、代理所を置くかといふことを……。

○説明員(最上孝敬君) 代理所は主として市街地信用組合及び無難会社にお願いしてございまして、中には銀行にお願いしてゐるところもございまして。そのほかに尙これは私共の方で予算認められます旅費の許す限り、直接本所並びに支所から地方にも出張いたしまして、お貸付の取扱をいたしております。

○油井賢太郎君 それで結局貸付ける場合に、一応本所で以てすつかり審査なり何なりをすることになつておるわけですか。

○説明員(最上孝敬君) この点は特別に大口のもの、私共として大口の連帯貸付の場合で、五十万円以上の貸付につきましては本所で審査させますが、それ以外は全部支所並びに代理所でその判断で以て貸付の決定をいたしております。

○板野勝次君 只今の金利一割二分というに相当これは高いので、預金部資金の運用などでも六分六厘六毛なんですが、そうすると一割二分というに相当な高率になるのですが、これは金利を引下げるという意思はないのですしうか。それはこういう利子が高いために、借りて非常に迷惑するというようなこともあると思うのですが……。

○説明員(最上孝敬君) 金利は私共でできる限り引下げて行くようにしたいと実は存じておりますが、御承知だと思いますが、小口の貸付は非常な手数が掛ります。私共の方でお貸付しております件数は、厚生資金と両方合せまして約二十万件でございます。全国の銀行のお取扱高に比べましては相当な部分、恐らく四分の一くらいになるのじゃないかと思ひます。その手数がこれは実に驚くべきものでございまして、そうして公庫は独立採算制で行かねばならないことになっておりますので、その経費を賄うに足るだけの金利収入を挙げなければならぬので、そういうことから現在のところは二割二分、どうもこれがちよつと動かしにくい状態にあると思ひます。

○板野勝次君 それから貸付の一口の最高限度、最高限度は幾らになつておりますか。

○説明員(最上孝敬君) 最高は生業資金の場合は一口五万円でございます。但し連帯貸付を認めております、その場合でも百万円を越えてはならぬ。普通五十万円を越えてはならぬ。特別の場合でも百万円を越えてはならぬ。それから只今ちよつと言ひ落しました、普通の場合五万円まで、特別の場合十万円まで貸付することができ、一口

です。それから厚生資金の方は一口現在一万五千元というのになつておりまして、これは非常に低いので只今引上げの事を、いろいろ諸方面に願ひしている次第でございます。

○板野勝次君 もう一つちよつとお尋ねしたいのですが、五十万円以上の連帯というものは、何人か集つて借りるという意味ですか、それとも連帯の保証人があつたならば、それだけ貸すという意味なんですか。

○説明員(最上孝敬君) 数人がすべて債務者として、連帯債務者として借りる、そういう場合でございます。ですから二百万円ですとかいうと、まあ特別の場合で十人、普通の場合で十人から二十人か三十人になつて仕事をなさる、そういう場合にお貸付するわけですね。

○板野勝次君 一口、例えば五万円とか十万円とか借すという、つまり貸付の額と、五十万円以上百万円までの借り手の数と、五十万円以下の数というふうなもので、今お分りならぬかして頂きたいと思ひますが……。

○説明員(最上孝敬君) 只今実は持つて参りませんでしたが、正確な調はございませぬ。或いは多少狂ひがあるかも知れませんが、十二月中の貸付でございますが、五万円以下が五〇%でございます。それから二十万円以内が十六%、それ以上二十万円を越えるものは……。

○板野勝次君 それではこの数字について、別に何か資料を……。

○説明員(最上孝敬君) 金額別……。

○板野勝次君 出して頂きたいと思ひます。それから先程の説明から行きますと、大体十億円程度のものが融通に

充て得る、十八億の中の十億程度のものは融通ができるのだ。こういつて見ますと、それに十二億増しても二十億ということになると思ひます。そうすると先程の大体三十億若しくは四十億ということになりますと、これではやはり現在の最低限度に圧縮して見ても尚足りないという計算が出て来ると思ふ。それからいろいろ端的に資金面から見て三十億乃至四十億は出て来る状態にあるのですが、それまでに圧縮されても、私は勢い沢山の借手が集つて来て、運用上多少とも、何というのですか、地方の有力者が尻押しをしたものは借りられるけれども、無手でやりたいという者は借りられないということになると思ふのですが、そういう点に対する配慮はあるのですか。

○説明員(最上孝敬君) 如何にも資金の申込、必要量は多うございまして、現状乃至は増資後の状態を以つてしては不十分だということは、私共確かに考へるのでございませぬが、ただその場合に特に特殊な方の尻押しのある方だけに貸付する、そういうことは絶対にないようには、私共極力注意しておるのでございませぬ。ですから成るべく何と申しますか、こちらのお貸付の趣旨により多く適つておるもの、さまざまな仕事がございますが、特に経済復興に役立つようなもの、それから又この点は或いはちよつと問題になるかと思ひますが、回収もそういう意味において確実なもの、事業がつまり成立つ見込の十分なものを、そういうものを優先にしておるわけでございます。

○油井賢太郎君 この際現状状況をちよつと御説明願ひたいと思ひます。

○説明員(最上孝敬君) 貸付けましてから、まだ日も浅いせいと思ひますが、回収は非常に、この前總裁が申しました通り、一〇〇%回収ということでございますが、これは期日はちよつと遅れるのがございますが、駄目なものは絶対まだないのでございませぬ。

○油井賢太郎君 何パーセント……。

○説明員(最上孝敬君) 一〇〇%と申しております。期日の遅れるものは若干でございます。その駄目になつたものはないという意味なんでございます。

○油井賢太郎君 一〇〇%の回収というのですが、現在の経済状態で、實際をそういうふうな回収ができておるのですか、これはちよつと疑問に思われるのですが……。

○説明員(最上孝敬君) 只今の或いは言ひ方が足りなかつたかと思ひますが、私共の方の回収方法は月賦償還を原則としております。お貸付をしまして、とき、相当にお金が増しまして、そしてそれから月賦で……多少の据置期間がございませぬ、六ヶ月までいい、六ヶ月の例は少ないと思ひますが、二ヶ月、三ヶ月はまだ据置しております。利息だけを頂戴するということであります。利息程度のもはどなたでもお拂ひになりますし、それから借受けた当初一月、二月の月賦程度は、こちらで参ればお拂ひして頂けるという状態にありますが、一〇〇%ということも、そうおかしなことではないのであります。

○天田勝正君 厚生資金の二十四年度中における再貸付の総額はどのくらいになりますか。

○説明員(最上孝敬君) 一月末の貸付は私共の方の貸付対照表によりまして

から、まだ日も浅いせいと思ひますが、回収は非常に、この前總裁が申しました通り、一〇〇%回収ということでございますが、これは期日はちよつと遅れるのがございますが、駄目なものは絶対まだないのでございませぬ。

○油井賢太郎君 一〇〇%と申しております。期日の遅れるものは若干でございます。その駄目になつたものはないという意味なんでございます。

○油井賢太郎君 一〇〇%の回収というのですが、現在の経済状態で、實際をそういうふうな回収ができておるのですか、これはちよつと疑問に思われるのですが……。

申上げますと、再貸付が千二百万円になつております。

○天田勝正君 その額は、全国の二十四年度中の一月末までにおける総額ですか、少いと思ひますが……。

○説明員(最上孝敬君) これにつきましては実は御説明申上げねばならないのですが、再貸付の制度を実施しましたのが、正確に記憶してありませんが、九月頃からだと思ひます。而もこの制度は、実は或る意味においては失敗であつたかと思ひますのは、一人について一万円なんです。そうして金利は一割二分、そうして又回収確実なものに貸すのでございまして、普通の生業資金と全く同じ、むしろ生業資金よりも厳格な条件でお貸付するんです。それからこれを借りるくらいなら生業資金の五万円或いは倍の十万円も借りようというところで、大抵の方が一般に生業資金の方にお申込みをされまして、そのために利用度が少いために、これは何とか改正するか、廃止しなければならぬと私共は存じております。

○森下政一君 さつき油井君の質問に對して回収成績一〇〇%というお話だつたんですが、昨年の六月から業務を開始しまして六ヶ月据置いて月賦で、月割で回収したのはまだ二回目か三回目かの回収をやつたというだけのことなんですね。だから回収一〇〇%ということは今のところ月割の拂戻しが滞つていないというだけのことじやないんですか。

○説明員(最上孝敬君) 確かにおつしやる通りの状態でございませぬが、私共庶民金庫時代の実は経験から申しますと、やはり庶民金庫でも当初貸しました当座は数ヶ月はこういう状態でござい

申上げますと、再貸付が千二百万円になつております。

いました。段々延滞が出て来たんです
が、それでも最終的に取れなくなりまし
たのは庶民金庫時代においてははずつと
通算して見ますという、戦争が激し
くなつて人々が散らばつてどうにもな
らなくなつた時は別ですが、それまで
ですと、年間本当に取れなくなつたの
は実に驚くべき数字で〇・二%が回収
できなかった。ですからその経験済み
に基きまして、現状はこうですが、将
来においても一〇〇%に近い回収を上
げ得るのではないかと笑は考えており
ます。

○森下政一君 どうですかね、生業資
金を貸付けて貰つたお蔭でこういうふ
うになつたと言つて、非常に喜んでお
られるというのは、笑例は沢山ありま
すですか。何かそういうことが耳に入
つていますか。

○説明員(最上孝敬君) 笑はまだ日が
浅いものですから、全国のを存じて
おりません。その点何んともはつきり
お答え申上げかねるのが残念でござい
ます。

○板野勝次君 経済復興に役立つもの
とか、事業経営の成立つものとか言わ
れたんですが、経済復興に役立たない
もの、行つても貸さないという種類の
ものはどんなものですか。

○説明員(最上孝敬君) 何と申します
か、その点非常にむずかしいと思ひん
ですが、最初私共で非常に申込が殺到
しましたとき、内部でたてました基準
に、例えば飲食店でございますね、そ
れも本当に弁当屋とかいうものは別で
すが、飲み食いして消費を進めるとい
うような、そういうふうな種類のもの
についてこれをお断りするといふふう
にしております。まあそういうふうな

考え方なんでしょう。他に御発言もな
いようでありまして、本案につきま
しては質疑終了いたしました直ちに討論
に入ることに御異議ございませんか。

○理事(黒田英雄君) 御異議ないと認
めます。討論に入ります。御意見のお
ありの方は賛否を明らかにしてお述べ
を願います。

○天田勝正君 日本社会党は本案に賛
成いたします。その理由は、本来私共
はこの国民金融公庫の資本金は最低
三十億、このように主張いたしました、
相成るべくんば五十億円になるよう
に当初以来主張して、その主張は同
時に我が党の引揚特別委員会の主張に
も相成つたのであります。本質的にこ
れを最も詳しく扱つておりますのは引
揚の特別委員会でありまして、この関
係から関係当局である厚生省と連絡
を取つて、いろいろその貸出等の扱
い問題につきましては通牒という形を
取つて出しております。その面から検
討いたしますれば、今日の金融事情並
びに物価の問題からいたしますなら
ば五十億でも足りない。そういう結論
が出るだらうと存じますけれども、当
初私共は最低三十億ということを中心
し、予算の関係上先ず十三億で発足し
て、更に補正によつて五億の増資が行
われ、漸くにしてその当初の主張であ
る最低三十億の線に到達することがで
きた。こういう点から考えましてその
貸出し実情からいたしまして、私
共が議員派遣によつて調査いたしました
結果から見て、遺憾の点なきにしもあ
らずでございますが、いづれにしても
庶民の金融が多少でも豊かになるとい

うことの効果は上り得るものである。
かように考えますので本案に賛成する
ものであります。

○板野勝次君 共産党は遺憾ながらこ
の改正案に反対であります。なぜかと
申しますと、今の国内のいろいろなさ
情から見て、非常に経済状態が悪い中
で、現在の政府のやり方で皆倒産者
も出て来るし、生業の途も奪われつづ
める。そういう場合に僅かに十二億、而
も増資しなくても二十二億程度しか運
用されないものを生業資金に與えて行
つて、そうしてこれで恰かも更生し、
起ち上がらして、何らかの事業ができ
得るのだという希望を抱かせるだけで
あります。実際にはこの程度のもので
は今の実情からいたしましては雀の涙
程のものだと思ひます。而もこの貸
出の條件なり、或いは金利等も高い
し、いろいろな面から見て真に欲する
者に万遍なく渡つて行くといふより
も、むしろ渡らないといふ結果に終
ると思ひます。そこで勿論十八億が三
十億になつたといふことは現状よりも
まだ一段いいといふことにはなりませ
けれども、この額によつて据置かれ、
借りに行つてもこれは国会でこの程度
にしか決まらなかつたのだからという
結果になつては、やはり現在の政治に
対する不満といふものは依然として解
消しないと思ひます。全体としてもう少
大中に額を引上げるべきでありまし
て、今度の予算を見ましても債務の償
還費といふものを莫大に計上してある。
そういう半面に僅かなものでござかし
て行こうとするこの意図に対して、共
産党は断じて賛成することができない
のであります。このような意味で反
対を表明するものであります。

○油井賢太郎君 民主党はこの案に賛
成をいたします。現在の三十億という
ことは成る程過少のようにも思われま
すが、やはり実情に即して希望者
が多い場合には、この額を更に将来増加
するといふような方策をお立てになる
といふことを予め申上げ、是非とも將
来困つておる階層、或いは庶民階層の
人々に対して十分な国家保護を與えら
れんことを希望して賛成いたします。

○理事(黒田英雄君) 他に御発言がな
いようでありまして、討論は終局い
たしましたものとして直ちに採決に移
ることに御異議ございませんか。

○理事(黒田英雄君) 御異議ないと認
めます。国民金融公庫法の一部を改正
する法律案につきまして採決をいたし
ます。本案を原案通り可決することに
賛成の方の御挙手を願います。

○挙手者多数
○理事(黒田英雄君) 多数と認めま
す。よつて本案は多数を以て原案通り
可決することに決定いたしました。
尙本会議におきます委員長の口頭
報告の内容につきましては、例によつ
て委員長にお任せ願ふことに御異議ご
ざいませぬか。

○理事(黒田英雄君) 御異議ないと認
めます。尙委員長が議院に提出する報
告書には、多数意見者の署名をすること
となつておりますから、本案を可と
せられまして方は、順次御署名を願ひ
ます。

○政府委員(石原周夫君) 先程お尋ね
のございました二十五年度の予算は、
おきます十三億程度の繰入の数字は、
如何なる積算でできておるのかといふ
点につきまして、先ずお答え申上げま
す。御承知のように、開拓者に対しま
する資金は、営農資金と、共同施設の
資金とに分れるわけでありまして、こ
の両者を合せて、これは昭和二十
三年四月乃至九月におきますパ
リテイの価格をベースとしたしまして、
一戸当り六万四千円という目安を作つ
ておるわけでありまして、即ち開拓者が
入植をいたしますと、三年間に亘つ
て総額六万四千円、その価額は後程申
上げますように、その後におきます
農業バリテイの動きによりまして、
調整をせられるわけでありまして、そ
の基礎は先に申上げました昭和二十三
年の四月乃至九月、上半期バリテイ数
で申しますと、丁度九一・八という
数字になるものであります。その六万四
千円という金額をベースといたしまして
て、初年度に四万五千円、二年度に一
万三千円、三年度に一万五千円、合計
いたしまして六万四千円という金額に
なるわけでありまして、この金額を二十
三年度に入植戸数一万戸、それに今申
上げました二十三年度に入植者は、二

小宮山常吉 米倉 龍也

○理事(黒田英雄君) 他に御発言がな
いようでありまして、討論は終局い
たしましたものとして直ちに採決に移
ることに御異議ございませんか。

○理事(黒田英雄君) 御異議ないと認
めます。国民金融公庫法の一部を改正
する法律案につきまして採決をいたし
ます。本案を原案通り可決することに
賛成の方の御挙手を願います。

○挙手者多数
○理事(黒田英雄君) 多数と認めま
す。よつて本案は多数を以て原案通り
可決することに決定いたしました。
尙本会議におきます委員長の口頭
報告の内容につきましては、例によつ
て委員長にお任せ願ふことに御異議ご
ざいませぬか。

○理事(黒田英雄君) 御異議ないと認
めます。尙委員長が議院に提出する報
告書には、多数意見者の署名をすること
となつておりますから、本案を可と
せられまして方は、順次御署名を願ひ
ます。

○政府委員(石原周夫君) 先程お尋ね
のございました二十五年度の予算は、
おきます十三億程度の繰入の数字は、
如何なる積算でできておるのかといふ
点につきまして、先ずお答え申上げま
す。御承知のように、開拓者に対しま
する資金は、営農資金と、共同施設の
資金とに分れるわけでありまして、こ
の両者を合せて、これは昭和二十
三年四月乃至九月におきますパ
リテイの価格をベースとしたしまして、
一戸当り六万四千円という目安を作つ
ておるわけでありまして、即ち開拓者が
入植をいたしますと、三年間に亘つ
て総額六万四千円、その価額は後程申
上げますように、その後におきます
農業バリテイの動きによりまして、
調整をせられるわけでありまして、そ
の基礎は先に申上げました昭和二十三
年の四月乃至九月、上半期バリテイ数
で申しますと、丁度九一・八という
数字になるものであります。その六万四
千円という金額をベースといたしまして
て、初年度に四万五千円、二年度に一
万三千円、三年度に一万五千円、合計
いたしまして六万四千円という金額に
なるわけでありまして、この金額を二十
三年度に入植戸数一万戸、それに今申
上げました二十三年度に入植者は、二

多数意見者署名
天田 勝正 森下 政一
玉屋 喜章 西川 甚五郎
平沼 賢太郎 油井 賢太郎

○政府委員(石原周夫君) 先程お尋ね
のございました二十五年度の予算は、
おきます十三億程度の繰入の数字は、
如何なる積算でできておるのかといふ
点につきまして、先ずお答え申上げま
す。御承知のように、開拓者に対しま
する資金は、営農資金と、共同施設の
資金とに分れるわけでありまして、こ
の両者を合せて、これは昭和二十
三年四月乃至九月におきますパ
リテイの価格をベースとしたしまして、
一戸当り六万四千円という目安を作つ
ておるわけでありまして、即ち開拓者が
入植をいたしますと、三年間に亘つ
て総額六万四千円、その価額は後程申
上げますように、その後におきます
農業バリテイの動きによりまして、
調整をせられるわけでありまして、そ
の基礎は先に申上げました昭和二十三
年の四月乃至九月、上半期バリテイ数
で申しますと、丁度九一・八という
数字になるものであります。その六万四
千円という金額をベースといたしまして
て、初年度に四万五千円、二年度に一
万三千円、三年度に一万五千円、合計
いたしまして六万四千円という金額に
なるわけでありまして、この金額を二十
三年度に入植戸数一万戸、それに今申
上げました二十三年度に入植者は、二

五

です。

○説明員(野田哲五郎君) これは農地局の管轄課で所管しております。そうして貸出の直接事務は農地局の管轄課でやっております。

○天田勝正君 先程もこの点は質問しておいたのですが、何か今度の貸出の手續に当つては重複と言いますか、今までのような式でなしに、一つその間に何か機關を設けて、そこを通してやるといつたようなことをちよつと聞いたのですが、それは一切挙げて農林中金だけでやらせますか。

○説明員(野田哲五郎君) 只今お話のようなことは考えていないのであります。やはり従来通り農地事務局から直接貸出をするという方法です。

○油井賢太郎君 私素人によく分らないのですが、先程政府委員の説明によりますと、一般會計から入れた分は利子がかからないと、こういうふうに入承しておるのです。そうしますと今までの特別會計の分の利子というのは特別會計でこれからずつと、いわゆる利子の負担というものは起るのです。その分は今後は一般會計からやはり繰入れて行くと、こういうふうになつておるのですか。

○政府委員(石原周夫君) 先程の御説明の点は少し不足であつたのであります。公債を申ししますと、借入金はこの會計で借りましとき利子は、當時におきましては二十三年までは、三分六厘五毛であつたと思ひます。従いまして二十三年度まで借入れました利子を、この會計において國債整理基金特別會計に繰入れまして支拂うのであります。それに対して、この會計から貸付をいたしておりますから、

当然貸付金に対する開拓者から貰うべき利子があるわけでありまして、これも三分六厘五毛のパーパーだと思ひます。ただこの開拓資金の性質上利拂いを暫く据置きいたしておきます。當農資金が五年で、それから共同作業施設の資金が三年、そのまだ据置期間に當つておきますので、従いまして利子の支拂をいたすわけでありまして、ところが開拓者の方からは貸付の利子収入が入つておきます。そこでこの收支の差が一般會計からの繰入金に當ることになるのであります。従つてお尋ねの將來どうなるかということでありまして、將來におきましては今まで通りやつて参りますと、一般會計から繰入れましたものにつぎましては、これは勿論繰入金でありますので利子は取りません。従いまして將來開拓者から貰う方の利子収入の方が、國債整理基金特別會計に對しまして支拂います利子より増加をいたし、上廻るということが生ずるわけでありまして、その場合におきましては引續き貸付の財源に當てまして、而も余裕があるという場合に一般會計に返す筋合いになるか分りませんが、これは少し先になつております。

○米倉龍也君 二十五年年度には住宅資金の貸付は御計画はないのですか。

○説明員(野田哲五郎君) 二十五年年度におきましては住宅関係はありませぬ。この関係は公共事業の方で住宅補助金として出ることになります。

○米倉龍也君 當農資金が三ヶ年間は貸付けることになつておるのですが、この開拓者の経済から申しますれば三ヶ年で融資の打切りをされるということとは相当困難、當農上困難なことに立

至るだらうと思ひます。殊に昨今のやうな一般金融の、殊に農村金融の梗塞事情におきましては、開拓者のやうな、基礎が薄弱な方面へ金融が流れて行かん、流れにくいといふことは、これは認めねばならないわけですが、この貸付規定として、或いは開拓計画の上から、三ヶ年で打切るということが止むを得ないとするならば、何らかそこを本當に開拓者がすつかり基礎が固くなるまでの親切味が政府の施策になければ、私はいけないと思ひますが、こういう点は、この案に直接は関係がないかも知れませんが、農林省からお見えになつておられますので、農林省のお考えを承りたいと思ひます。向、この問題につぎましては、開拓者自身の自力で何らかの方法を考究しなければいけないといふやうなことを、研究なさつておるやうに聞いてはおりますが、そういうことに對して政府は何らかの助成の方法、そういうことの育成の方法といふやうなものをとるべきであらうと思ひます。そういう点について何か御計画なり、御構想が御ありでございましょうか。いづれにいたしまして、非常に條件の悪い土地への開拓者であります。到底三年ぐらいで本當の農家としての基礎が確立できるものなどは、私共思ひないのではありません。こういう点を御当局としての御意見を承りたい。

○説明員(野田哲五郎君) 只今開拓者の當農の状況を概観してみますと、大体三分の一程度は安定した段階に入つてゐるのではないかと思つております。それから後の三分の一程度が、これは安定、不安定の境にある、いわゆる小康状態にあるかと思ひます。それから

後の三分の一が危険線にあると、かように考へております。そこでこれらのものにつぎまして、最も徹底した方策をやりますならば、お説のごとくもつと融資金を繼續するといふことも、考へるべきかと思ひますけれども、実はこの當農資金の出発は、最初入植の当初に一万円一回貸すという状態でありましたのを、今日三ヶ年間、今日の予算の標準で行きますと、八万九千円ぐらひになります。これだけのものを貸すやうに引上げて來ましたので、今日の財政状況から見まして、非常に困難であるかと、かように思つております。で、私共といたしましては、政府の融資金といふものは早晩切られるべきものでありますから、開拓者が一刻も早く自力で普通の農村金融の対象になるやうに仕向けたいと、かように思つて参つたわけでありまして、今日開拓地を見ても仕方がありませんが、二十五年年度予算から見ますと、國の總体的な住宅施策といふものは可なり幅広くなつた、こういうことが言えると思ひます。そこで私が御聞きしたいのは、曾ての庶民住宅関係のものが二万七千一百戸、この記憶しております。そこでこれを關係各省と協議されて、この庶民住宅の二万七千一百戸のものを中から、特別な枠を取つてこれに當てる、こういうふうなお考えを持つておられるか、おられないか。

第二点は引揚者の無縁故者住宅関係が、別に五億という予算が取つてある筈であります。これは引揚者で且つ開拓者であるものは當然重複されると理解するわけですが、それでよろしいかどうか。

第三点は住宅組合関係及び個人によ

の助成を入れる、國では何らそれについて助成の方途はないわけでありまして、何らか府県がやるならやはり國でもこれに相當の考慮を拂つていいじやないかと思ひますが、その点はどうなつておりますか。

○説明員(野田哲五郎君) その点につぎましては、將來そういうことが出来るやうに努める考えでございますが、二十五年年度におきましては、まだその点は研究段階にあるといふことで予算の要求をしなかつたわけでありまして、ただ開拓者側から非常に熱烈なる要望がありまして、取敢えず小規模に且つ試験的にこれを実施するといふこととで始めたわけでございます。

○天田勝正君 開拓者が當農する場合に当初問題になるのは、米倉委員が御指摘になつたやうな住宅難であります。この住宅、過去のことをここに申上げても仕方がありませんが、二十五年年度予算から見ますと、國の總体的な住宅施策といふものは可なり幅広くなつた、こういうことが言えると思ひます。そこで私が御聞きしたいのは、曾ての庶民住宅関係のものが二万七千一百戸、この記憶しております。そこでこれを關係各省と協議されて、この庶民住宅の二万七千一百戸のものを中から、特別な枠を取つてこれに當てる、こういうふうなお考えを持つておられるか、おられないか。

つて住宅公庫から貸出するものが百五十億、こういうことに予定されておりますが、この百五十億の個人、若しくは住宅組合によるものの中、特に開拓者に対しては別の枠を取るといふ御用意があるかどうか、以上三点を伺います。

○政府委員(石原周夫君) 第三点の方から先に申します。前の方は農林省から申上げます。第三点の百五十億の住宅金融公庫の中で、そういう開拓者のための枠を取るつもりであるかどうかという点でございますが、これは県下全体としての数字を今まとめまして、その中で内訳はまだ確定をいたしてありません。住宅金融公庫法案の近く提案があるのでございまして、その際に説明があると思いますが、私共承知いたしております範囲内では、特にそういうものを留保するまでの話になつてないのでございます。まだ要するに余り固まつていないというふうにお考え願つて置きますが、従来はまだそういうような考え方は考へておらなかつたのであります。

○説明員(野田哲五郎君) 引揚者の住宅の補助金は建設省との話合によりまして、引揚者の入植した場合にこちらの方に融通して貰つております。その数字は只今正確な記憶がございませぬが、一千戸程度頂いておつたかと思ひます。開拓者住宅の予算自体といたしましては年々一万户の予算を持つておるわけでありまして、で只今開拓者で住宅がなくて困つておりますのは、開拓の初期におきまして非常に多数の入植の計画をいたしました、住宅につきましては極めて内輪の補助しかなかつた。その開きが今日まで影響してお

るというふうな状態でございます。この開きをカバーするために、現在の状態においては先ず引揚者の方の予算について御援助を願うというところから将来この開きは速かに解消するように努力すべきであるということであると思ひます。

○天田勝正君 ちよつとお答への際民住宅の二万七千一百戸の点について、どういふことかという説明が今なかつたのですが、この点が一つ。それからあと更にこれは念を押して置くわけですが、石原政府委員は目下のところ百五十億の住宅融資、これの中で別の枠は取つてないという話でありまして、話合ひをつけられるならばこれは取れると思うのですが、そういうことは可能であるかどうかというのを、念のために伺つて置きます。

それから更に野田説明員に対しては、私の承知しているところでは、無縁故者住宅は二十五年度予算では八千戸、この記憶しております。そのうちにおいてあなたの言う一千戸とは、その中における一千戸であるところ存じてよろしいかどうか。

○説明員(野田哲五郎君) 無縁故者住宅との関係は、八千戸の中の一千戸というふうになつております。

○天田勝正君 二万七千一百戸は庶民住宅ですか。

○説明員(野田哲五郎君) それは存じておりません。

○政府委員(石原周夫君) 百五十億の住宅金融公庫の中で開拓者の分が取れる可能性はあるかというお尋ねであります。住宅金融公庫の案の実施につきましては、建設省が主として監督の権限に当りますので、私共この席上で可

能性があるかないかということをお答へするのにはちよつとむづかしいような気がするのであります。先程そういうことを聴いてはないと申しましたが、従来まで私共の事務的連絡のありましたところでは、建設費の内訳にそういうものが入つていないと思ひます。私共の方で可能性があるかないかということをお申上げるのは少し無理であると思ひます。その点御了承願ひたいと思ひます。

○油井賢太郎君 この案の第二のところに「予算の定めるところにより」ということがあるのですが、この予算を誰が一体定めるのですか。今年ほどだけを繰入れて貰ひたいということは大蔵省から要求するのですか。或いは貸付金の性質によつて、これは一般会計の方へ返す分であるとか、或いはこれは特別会計の借入金によつて賄つたものだから、そつちへ返すものであるというふうな決め方をしているのですか、その点を明確にして貰ひたいと思ひます。

○政府委員(石原周夫君) 第二項の償還の場合におきます「予算の定めるところにより」ということとあります。この予算は何で定めるのかというお尋ねでございますが、これは特別会計の收支を脱み合せまして、この特別会計の予算の繰出予算におきまして、これだけの金を一般会計に繰入れるということを繰出に組みまして、これは国会の議決を経なければ、それによつてここに申します「予算の定める」ということに相成ります。要求という点につきましては、これは勿論農林省が数字を持つておるわけでありまして、農林省が今回の收支の状況を脱ん

で要求書を持つて参る。内閣として意見を決定いたしましたし決められて、予算で決まる。ここに言うところの予算は具体的に何を言うかという点につきましては、この特別会計の繰出予算、そこで一般会計に繰入れるということを決めるのであります。

○油井賢太郎君 そうしますと貸付金の性質によつてやるのじやなく、農林省の方で適当に振分けをする、この解釈をしていいのですか。

○政府委員(石原周夫君) 振分けとおつしやいますのは……

○油井賢太郎君 つまり説明が足らなかつたと思ひますが、この一般会計から出したものは二十五年度の貸出金に該当するわけですね。そうしますと二十五年度の貸付金が償還されたものとして、この一般会計の方へ返すものとして計上して行くのか、或いは總體的に全部引括して、今年ほどのくらい余裕があるから一般会計に出すか、そういうような方法で行くかということでございます。

○政府委員(石原周夫君) それはこう承知してよろしいかと思ひます。つまり二十三年度は借入金で賄ひ、二十五年度は一般会計から行つてゐるから入つたものを両方にどう振分けるかという考え方が一つである。もう一つはこの借入金で、繰入れたもので貸付けたものが返つて来た。その返したものを……その金を返して置いて、元の一般会計へ返す、こういういふずれによるかという二つであります。その点につきましては、この法律案自身といたしましては、どちらかということに特に決める意思はございません。実情によりまして或いは借入金を返還いたし、或

いは一般会計へ入れてもいい、いろいろな場合があるわけでありまして。その場合に全体の金額の振合とか、或いは今おつしやいました二十三年度の分は一体本年度に幾ら入つて来たという、そういう原因の關係から、おのづからその中に反映されると思ひますけれども、機械的にどこから来た金だということ、振分けは必ずしもしないのでよろしいという趣旨に御了承願ひたいと思ひます。

○板野勝次君 先程石原政府委員が農業パリティのことを言つておられましたが、なかつたならば、農業パリティの百六十五というものと、営農資金の金額というものを、ちよつとそれが分らないのですが、農業パリティとはどういふパリティによつておるものか、御説明願ひたいと思ひます。

○政府委員(石原周夫君) 先程申上げましたように、六万四千円という金額は、これは昭和二十三年度に決めた金額でございます。それで昭和二十三年にその当時の大体状況を脱み合せまして、初めその当時の物価を以て決めたらしいかと思ひます。ところがその後御承知のように物価が動いておりましたので、従ひましてこの営農資金、共同作業施設というふうなものに当ります現実の出資というふうなもの、物価の動きによつて動いて又違つて来るだらう、こういうふうな考えでございまして、それを掴まえますの日本銀行の指数でありますとか、CPSとか、いろいろなものがございますが、この金の使われまします内容から申しまして、やや權威のあると申しますか、そういう

数字として農業パリテイでいいのではありませんか、これは一番近い数字ではあるまいかという考えであります。従いまして昭和二十三年上半期の、先程申し上げました九・八にいたしまして、昭和二十五年のバリテイ指数を概ねまして、百六十五、ここで申しますパリテイというものは、御承知の米価、麦の値段、そういうものを決めますパリテイでございます。

○板野勝次君　そうしますとこの農業パリテイというのは、米価算定の場合に使われているバリテイ指数というものが算定の基礎になっているということと承知して、それは二十三年度にはバリテイで六万四千円という計算ができたものなら、その後ずっとパリテイの状態が変つて来ているから、六万四千円という農業資金というものが、バリテイ指数が変つて行くに従つて変えられなければならない筈だと思つておりました。ところが只今の御説明を聞いておりまして、少しもこれは変つていないのじゃないのですか。六万四千円というものは……

○政府委員(石原周夫君)　私の説明の順序がさうでありましたために、今お尋ねのようにお考えになつたかと思つていますが、先程私申し上げました六万四千円から、いきなり一・八をお掛け下さいまして、第一年四万五千円、第二年一万三千円、第三年一万五百円ということを申し上げましたが、いきなり一・八をお掛けになつてよろしいわけでありまして、私はちよつと六万四千円の内訳を申しまして、最後で一・八をお掛けしたので、そのために今のような疑問が生じたと思つて、内訳を

もう少しお分りになるようにします。始めには、四万円にいきなり一・八をお掛けになつたものが一年度になるというふうにお考え願つていいと思つてます。

○板野勝次君　そうしますと、大体農業パリテイの米価算定の基礎になるバリテイ指数というものが、その問題であつて、農産物価が都会の工業品に比してシエール差が出て来る。そういう條件の下にやられるのだから、元来米を作っているものがバリテイをどうかされてうまくやつて行けない。そういう低い指数が現に出て来ている。シエール差というものを基礎にして、農業資金の資金融通の算定の基礎になつておるから、先程農業課長が説明されたごとく、三分の一程度は安定と言つても、これはもう殆んど危険線上にある状態ではないかと思つて。後の三分の一が安定、不安定の線を彷徨し、三分の一が危険線にある。こういうようなことで大体の開拓者の現在の状態を見れば、折角入植してうまくやつて行こうという希望に燃えていたけれども、実際にこういう辛いバリテイで資金が融通されているために、にづちもさつちも行かない。こういうことになると思つて、その資金融通の基礎というものを、農業パリテイ指数に置きかえないで、他の方法に求めることはできないのかどうかということ、それからバリテイ指数がさういつた場合に果して適當であるかどうか、若しそういう適當であるという積極的な根拠を言いますか、そういうものがあるのならばお伺いしたいと思つて。パリテイに置かれた理由も併せてお伺いしたいと思つて。

○説明員(野田哲五郎君)　この融資金の算定の基礎をバリテイに置きましたのは、只今石原政府委員から御説明がありましたように、いろいろの種類の指数をとりまして、一番開拓者に關係の深いものという意味でとつたわけでありまして、従つて御指摘の通りに、このバリテイ指数そのものに若干の欠陥があると思つては、今日強く依存し得る指数といつたしまして、これが一番合理的なものではないかという考えでやつたわけでありまして、又この資金融通法におきまして、融資金の償還の場合におきましては、米価の増減によりまして償還金を増減するという規定がございますが、この米価という觀念から見まして、バリテイ指数をとることが最も合理的であると、かように思つておるわけでありまして、向この際附加さして頂きたいと思つて、只今開拓者安定度の三分の一、三分の一というふうに区分けして申したのでありますが、開拓者の農業の趨勢を見ますと、急速に農業成績が上昇しておるのではありません。従つて現在不安定な状態にあります。最後の三分の一につきましても、この趨勢で行きますならば、必ず安定の域に達し得るといふふうに考へておるわけでありまして、若しこれが将来脱落の危険ありというふうにお解り頂きますならば、その点は御是正願ひたい、かように思つておるわけでありまして。

○板野勝次君　今の課長の説明から行きますと、了解に苦しむのですが、危険線にあるというだけじゃなくて、すでに相当脱落者が出て来ているというところだけは否定することができないと思つて、それなのに農業成績が上昇

すると言つても、現在の農家全体が非常に窮乏の中にあるのに、どういつた因縁が出て来て、危険線から今度は安定度を高めて行く、つまり希望の持つる條件ですね、その条件がなければ農業成績というものが上昇する筈はないと思つて。すでに今までやつて来ている農家でさえも、米価は安いし金詰りだし、税金は重いというので参りかけて来ておるときに、ましてこういう人達は何らかの助成される有利な条件ができて来たら、これを挺子として上昇して行くというのなら分るんですけども、今の御説明では上昇する挺子というふうなものは何も御説明されなかつた。どこを條件とされて上昇し得るか、その根拠です。

○説明員(野田哲五郎君)　開拓者の脱落が参りますことは、これは現実の統計数字として相当出て参つております。併しこの脱落の原因は、緊急開拓の当初におきまして農業未経験者が殺到いたしましたのが、その後の情勢によりまして脱落したのでありまして、大体調査してみますと、各年次脱落数というものは激減しております。例えば昭和二十年度に入植した人の脱落状況を見ますと、二十年度に一〇％ありましたが、二十四年度に参りますと一％というふうな数字になつて来まして、脱落の趨勢は大体止つたというふうにお解りしております。併して最近二十三年以降は、入植者を厳選するようになつてやつておりますので、脱落の率というものは人的關係から見まして非常に減つて来るのじゃないか、かように思つて、非常に悪化して参りますことは、開拓者にと

りましては非常なマイナスに作用すると思つて、一方におきまして開拓者の生産力というものは年々急速に増加しつつあるのではありません。即ちその一つの表示といつたしまして、開拓者の反当収量の増加というふうなものを見ますと、開墾しまして三年目あたりになりますと、大体開墾当初の二倍ぐらゐの生産力を持つようになつて来てあります。でかようなことを考へてみますと、開拓地の内容というものが相当安定度に向つて行くのじゃないかと、かように考へるわけでありまして、農業経済の悪化に伴う影響は、又別の対策として考へて行く必要がある、かように考へておるわけであり

○油井賢太郎君　政府委員に一点伺いたいのですが、先程利子の点で、三分六厘五毛といひましたか、そういうふうな利子で以てこの貸付金はなされておる。これはこの前審議いたしました国民金融公庫あたりの方の、いわゆる庶民階級に対しては一割の利子をとる、大分この間に開きがあるのです、どういふわけであらうか、開きのある利率を決めておられるのか、この点御説明願ひたい。

○政府委員(石原周夫君)　只今のお尋ねは、この特別会計から開拓者に貸します方の金利かと思つて、さうでございませう。

○油井賢太郎君　さうです。

○政府委員(石原周夫君)　おつしやいますように、金利のベースが段々動いて来ておるに拘わらず、この貸付金利は今申し上げたように三分六厘五毛になつておる。それが国民金融公庫あたりに比べてという比較のお話なんで

すが、この特別会計が始まりましたと
きの趣旨から申上げますと、開拓者
の農業経営というものは非常に苦しい。
そこで少くとも最初に出します金につ
きましては、これは一般の金利の趨勢
から離れまして、いわば或る低い基準
に置いておく必要がある。こういうと
ころからこれは特別に金も政府自身が
出す。で、借入金とそれから貸付金と
の間に、即ちこの会計が従来ならば二
十三年度までは借入が少かつたのであ
りますが、實際借入金は、先程はうつに
三分六厘五毛ということをしりました
が、実は年々殖えておりまして、昭和二
十三年度のごときは五分でありまし
てありますから昭和二十三年にお
きましては、五分の金を借りておいて、
三分六厘五毛しか拂わないのでありま
すが、そういうような、實際上の利子は
引下げられますような形に相成りまし
ても、やはりそこまで開拓者というも
のは見てやる必要があるのじやないか
というのが、この特別会計を作りまし
た当時の考えであります。今日でも依
然としてその考え方の通りでありま
す。それ以外のいろいろ……、御指
摘のような国民金融公庫そのものはど
うであるかということですが、
これは特殊なむずかしい條件の下にス
タートをする人達に対して特別の補給
をするという趣旨で参つております。

○油井賢太郎君 今のよう制度の、
金利の安い何か政府の施策というもの
は外にもあります。

○政府委員(石原周夫君) ちよつと今
のところ思い当りませんが、外にやはり
農林省関係で一つか、二つあつたと思
います。思ひ付きましたら一つ……。
○理事(黒田英雄君) 本日はこの程度

で散会いたしたいと思います。明日は
午前十時から開会いたします。これを
以つて散会いたします。
午後四時十一分散会
出席者は左の通り。

理事 黒田 英雄君
委員 天田 勝正君
森下 政一君
玉屋 喜章君
西川基五郎君
平沼彌太郎君
木内 四郎君
油井賢太郎君
小宮山常吉君
板野 勝次君
川上 嘉君
米倉 龍也君

政府委員

大蔵事務官 石原 周夫君
(主計局長)
大蔵事務官 湯地謙爾郎君
(証券取引委員
会事務局次長)
大蔵事務官 三井 武夫君
(証券取引委員
会事務局次長)
農林事務官 野田哲五郎君
地局営農課長
国民金融 最上 孝勲君
公庫理事

説明員

三月八日予備審査のため、本委員会に
左の事件を付託された。
一、輸出信用保険特別会計法案
一、保険業法等の一部を改正する法
律案

輸出信用保険特別会計法案
輸出信用保険特別会計法

(設置)

第一條 輸出信用保険法(昭和二十
五年法律第 号)による輸出
信用保険に関する政府の経理を明
確にするため、特別会計を設置し、
一般会計と区分して経理する。
(管理)

第二條 この会計は、通商産業大臣
が、法令の定めるところに従い、
管理する。
(資本)

第三條 この会計においては、第四
條に規定する一般会計からの繰入
金に相当する金額をもつて資本と
する。
(繰入及び繰出)

第四條 この会計においては、一般
会計からの繰入金、保険料及び附
属雑収入をもつてその繰入とし、
保険金、事務取扱費、一時借入金
及び融通証券の利子、融通証券の
発行及び償還に関する経費その他
の諸費をもつてその繰出とする。
2 前項に規定する一般会計からの
繰入金は、予算の定めるところに
より、この会計の資本に充てると
め繰り入れるものとする。
(繰入繰出予定計算書の作製及び
送付)

第五條 通商産業大臣は、毎会計年
度、この会計の繰入繰出予定計算
書を作製し、大蔵大臣に送付しな
ければならない。

2 前項の繰入繰出予定計算書に
は、左の書類を添付しなければな
らない。
一 前前年度の貸借対照表及び損
益計算書
二 前年度及び当該年度の予定貸
借対照表及び予定損益計算書

(繰入繰出予算の区分)

第六條 この会計の繰入繰出予算
は、繰入の性質及び繰出の目的に
従つて、款及び項に区分する。
(予算の作成及び提出)

第七條 内閣は、毎会計年度、この
会計の予算を作成し、一般会計の
予算とともに、国会に提出しなけ
ればならない。

2 前項の予算には、第五條第二項
に規定する繰入繰出予定計算書及
び同條第二項各号に掲げる書類を
添付しなければならない。
(利益及び損失の処理)

第八條 この会計においては、毎会計
年度の損益計算上生じた利益又は
損失は、翌年度に繰り越して整理
するものとする。
2 前項に規定する損益計算の方法
については、政令で定める。
(剰余金の繰入)

第九條 この会計において、毎会計
年度における繰入繰出の決算上剰
余金を生じたときは、これをその
翌年度の繰入に繰り入れるものと
する。
(繰入繰出決定計算書の作製及び
送付)

第十條 通商産業大臣は、毎会計年
度、繰入繰出予定計算書と同一の
区分により、この会計の繰入繰出
決定計算書を作製し、大蔵大臣に
送付しなければならない。

2 前項の繰入繰出決定計算書に
は、当該年度の貸借対照表及び損益
計算書を添付しなければならない。
(繰入繰出決算の作成及び提出)
第十一條 内閣は、毎会計年度、こ
の会計の繰入繰出決算を作成し、

一般会計の繰入繰出決算とともに、
国会に提出しなければならない。

2 前項の繰入繰出決算には、前條
第一項に規定する繰入繰出決定計
算書並びに同條第二項に規定する
当該年度の貸借対照表及び損益計
算書を添付しなければならない。
(余剰金の繰入並びに一時借入金
及び融通証券)

第十二條 この会計において支拂上
現金に余裕があるときは、大蔵省
預金部に預け入れることができる。
2 この会計において支拂上現金に
不足があるときは、この会計の負担
において、一時借入金をし、又は融
通証券を発行することができる。

3 前項の規定による一時借入金及
び融通証券は、当該年度の繰入を
もつて償還しなければならない。
4 第二項の規定による一時借入金
及び融通証券の限度額については、
予算をもつて国会の議決を経
なければならない。

(起債、償還等の事務)
第十三條 前項第二項の規定による
一時借入金及び融通証券の起債、
償還等に関する事務は、大蔵大臣
が行う。

(国債整理基金特別会計への繰入)
第十四條 第十二條第二項の規定に
よる一時借入金及び融通証券の利
子並びに融通証券の発行及び償還
に関する諸費の支出に必要な金額
は、毎会計年度、国債整理基金特
別会計に繰り入れなければならない。

(支出未済額の繰越)
第十五條 この会計において支拂義
務の生じた歳出金で、当該年度の

出納の完結までに支出済とならなかつたものに存る歳出予算は、翌年度に繰り越して使用することができる。

2 通商産業大臣は、前項の規定による繰越をしたときは、大蔵大臣及び会計検査院に通知しなければならない。

3 第一項の規定により繰越をしたときは、当該経費については、財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第三十一條第一項の規定による予算の配賦があつたものとみなす。

（実施規定）

第十六條 この法律の実施のための支統その他その執行について必要な事項は、政令で定める。

附則

この法律は、輸出信用保険法施行の日から施行する。

保険業法等の一部を改正する法律案

保険業法等の一部を改正する法律

第一條 保険業法（昭和十四年法律第四十一号）の一部を次のように改正する。

第一條の次に次の一條を加える。

第一條ノ二 保険会社へ前條第一項ノ免許ヲ受ケタル日ヨリ三年ヲ経過シ且最終ノ決算期ニ於テ利益金又ハ剰余金ヲ計上スルニ非ザレバ外国ニ於テ保険事業ヲ営ムコトヲ得ズ
第五條第一項但書中「信託ノ引受ヲ為ス業務ヲ」の下に「営ミ損

害保険事業ヲ営ム会社ハ主務大臣ノ認可ヲ受ケ他ノ損害保険事業ヲ営ム会社（外国保険事業者に關する法律第三條第一項ノ免許ヲ受ケタル外国損害保険事業者ヲ含ム）ノ為ニ其ノ損害保険事業ニ屬スル取引ノ代理又ハ媒介ヲ為ス業務ヲ」を加ふる。

第十二條の次に次の一條を加ふる。

第十二條ノ二 保険会社ハ他ノ株式會社又ハ株式合資會社（外国ノ法令ニ依リ設立セラレタル會社ヲ含ム）ノ株式總數ノ百分ノ十ヲ超エテ其ノ會社ノ株式ヲ所有シ又ハ貸付ノ担保トシテ之ヲ受入ルコトヲ得ズ
私的独占ノ禁止及公正取引ノ確保ニ關スル法律第十一條第二項ノ規定ハ保險会社ニハ之ヲ適用セズ

第三百三十八條中「保險事業ヲ営ミタル者」の下に「又ハ第一條ノ二ノ規定ニ違反シ外國ニ於テ保險事業ヲ営ミタル者」を加ふる。

第四百四十四條の次に次の一條を加ふる。

第四百四十四條ノ二 第十二條ノ二第一項ノ規定ニ違反シ株式ヲ所有シ又ハ貸付ノ担保トシテ之ヲ受入レタル者ハ一年以下ノ懲役又ハ二十万円以下ノ罰金ニ処ス

保險会社ノ代表者、代理人、使用人其ノ他ノ従業者ガ其ノ保險會社ノ業務ニ關シ前項ノ違反行為ヲ為シタルトキハ行為者ヲ罰スル外保險會社ニ對シ同項ノ罰金ヲ科ス

第二條 損害保険料率算出団体に關する法律（昭和二十三年法律第九十三号）の一部を次のように改正する。

第二條第三項中「第一條第一項」の下に「又ハ外国保險事業者に關する法律（昭和二十四年法律第八十四号）第三條第一項」を加ふる。

「保險會社」の下に「及び外国保險事業者」を加ふる。

第十二條の見出しを「保險料率についての意見の聴取及びその周知」に改め、同條第一項を次のように改める。

料率団体は、定款の定めるところにより、その算出しようとする保險料率又ハ算出した保險料率につき利害關係人の意見を聞くことができる方法及び算出した保險料率を利害關係人に周知させる方法を講じなければならぬ。

第三條 外国保險事業者に關する法律（昭和二十四年法律第八十四号）の一部を次のように改正する。

第三條の次に次の一條を加ふる。

第三條ノ二 前條第一項の規定による免許を申請しようとする外国保險事業者は、その申請と日において、法人の場合にあつてはその設立の日から、個人の場合にあつてはその事業開始の日から、三年を経過し、且つ、最終の決算期において利益金又は剰余金を計上している者でなければならぬ。

と損害保險との兼業禁止、報示徴收及び検査、監督命令及び基礎書類の変更」の下に「第十二條ノ二（保險會社の株式保有）」を加ふる。

「の営む保險事業」を創る。

第六章中第三十四條の前に次の一條を加ふる。

第三十三條ノ二 第十九條において準用する保險業法第十二條ノ二第一項の規定に違反して株式を所有し、又は貸付の担保としてこれを受け入れた者は、一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

第三十五條第一項中「前條」を「前二條」に、「同條」を「各本條」に改める。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

昭和二十五年四月三日印刷

昭和二十五年四月四日発行

参議院事務局

印刷者 印刷所